

上越市ガス水道局工事成績評定要領

(目的)

第1 この要領は、上越市ガス水道局が発注する導管本支管工事の成績評定（以下「評定」という。）に必要な事項を定め、厳正かつ適確な評定を実施し、もって請負者の適正な選定及び指導育成を図り、工事の資質向上に資することを目的とする。

(評定の対象)

第2 評定は、原則として1件の請負金額が130万円を超える工事等について行うものとする。

(評定者)

第3 業務成績の評定者（以下「評定者」という。）は、次に掲げる検査職員、監督職員、総括監督員とする。

- 2 検査職員は、別に定める工事検査要綱に基づき、総務課長及び工事検査員とする。
- 3 監督職員は、上越市ガス水道事業会計規程第146条に規定する主管課長又は主管課長から命令された補助者とする。
- 4 総括監督員は、主管課長及び営業所長自ら又は課長等から指名された人とする。

(評定の方法)

第4 評定は、工事ごとに独立して行うものとする。

- 2 評定は、評定者が監督又は検査により確認した事項に基づき、評定者ごとに独立して適確かつ公正に行うものとする。また、一つの工事等に監督員又は検査員が複数名で担当する場合も同様とする。
- 3 評定は、検査の結果、手直し等があった場合でも手直し前の状態を評定するものとする。
- 4 評定は、別紙第1号様式の工事成績評定表（以下「評定表」という。）及び工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表（以下「採点表」という。）によって行うものとする。なお、工事検査員は監督員及び総括監督員が行った評定について意見を求めることができる。
- 5 評定点の区分は別紙評定基準により区分するものとする。

(評定表の提出等)

第5 評定者は、工事履行の届出があったとき、速やかにそれぞれ評定を行うものとする。

- 2 評定者は、評定を行ったときは、遅滞なく評定表を総務課長に提出するものとする。

(評定の結果の通知)

第6 事業管理者は、評定者から評定表の提出があったときは、遅滞なく当該工事の請負者に対して、評定の結果を別紙第3号様式及び別表1（以下「項目別評定点」という。）により通知するものとする。

- 2 通知は「工事成績評定点通知実施要領」により行うものとする。

(説明請求等)

第7 第6による通知を受けた人は、通知を受けた日から起算して14日以内に、通知をした人に対して、評定の内容について説明を求めることができる。

- 2 事業管理者は説明を求められたときは、書面または口頭により回答するものとする。

る。

(評定の公表)

第8 事業管理者は、評定の結果を取りまとめ、適切な方法により公表するものとする。

附 則

この要領は、平成13年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成17年1月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成17年7月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成18年11月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成21年10月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から適用する。

別紙第3号様式

年 月 日

契約先
所在地
商号又は名称
代表者氏名 様

上越市ガス水道事業管理者

工 事 成 績 評 定 通 知 書

貴社が受注した工事について、「上越市ガス水道局工事成績評定要領」に基づき評定した結果を通知します。

なお、評定の結果に疑問があるときは、当職に対してこの書面の通知を受けた日から起算して14日（休日を含む）以内に、内容について説明を求めることができます。

記

- 1 契 約 番 号
- 2 工 事 名
- 3 工 事 場 所
- 4 工 期
- 5 完成検査年月日
- 6 現場代理人及び主任技術者
- 7 評 定 点
- 8 ラ ン ク

別表1
項目別評定点

評価項目	細別	評定点 / 満点
1. 施工体制	I. 施工体制一般	/ 3.1 点
	II. 配置技術者	/ 3.9 点
2. 施工状況	I. 施工管理	/ 12.0 点
	II. 工程管理	/ 7.7 点
	III. 安全対策	/ 8.4 点
	IV. 対外関係	/ 3.5 点
3. 出来形及び出来ばえ	I. 出来形	/ 14.3 点
	II. 品質	/ 16.8 点
	III. 出来ばえ	/ 8.1 点
4. 工事特性(加点のみ)	施工条件等への対応	/ 7.3 点
5. 創意工夫(加点のみ)	創意工夫	/ 5.7 点
6. 社会性等(加点のみ)	地域への貢献等	/ 4.2 点
7. 自社施工(加点のみ)		5.0 点
8. 法令遵守(減点のみ)		点
評定点合計		/ 100 点